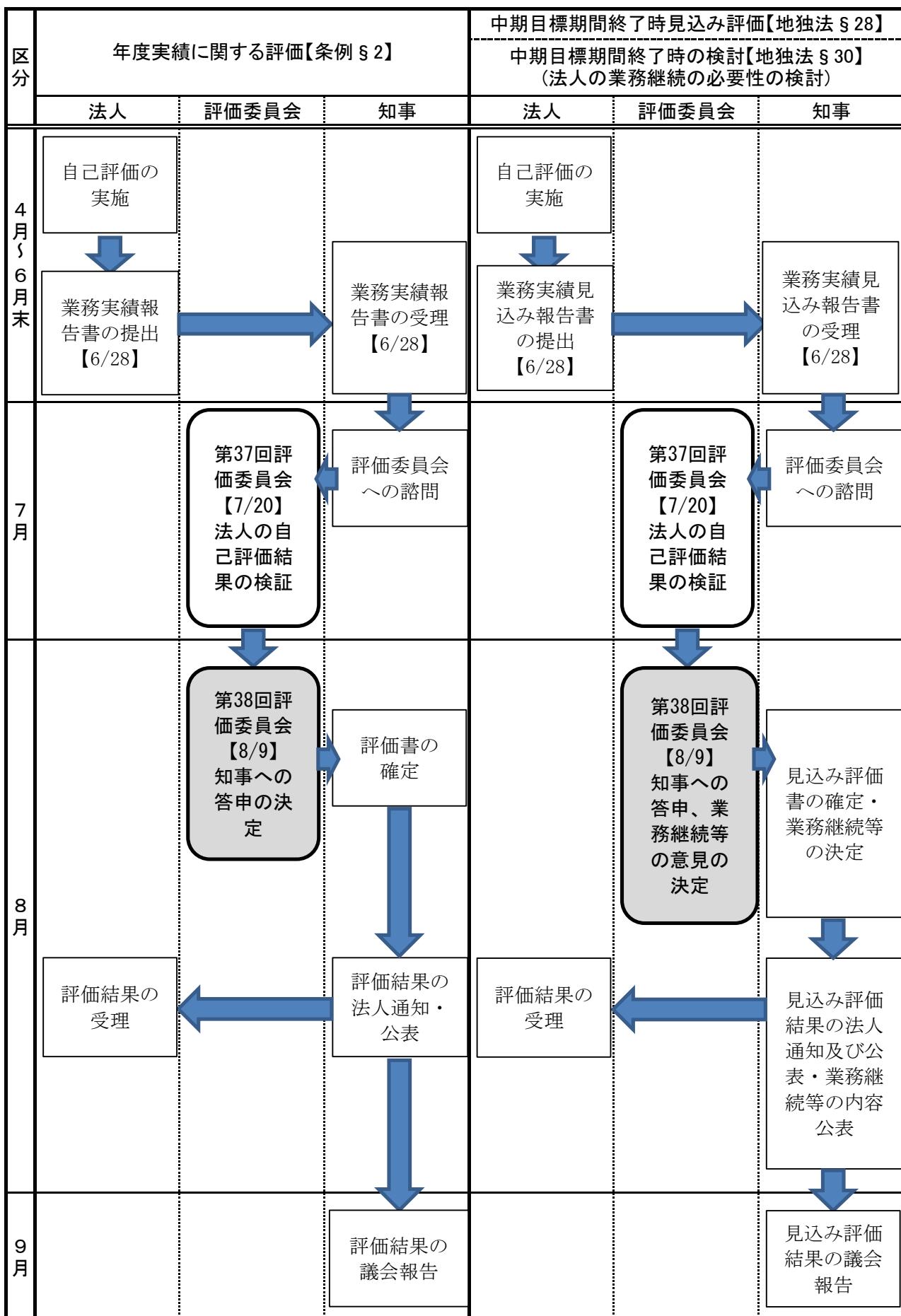


## 業務実績評価・中期目標期間終了時の見込み評価の実施日程



## 〔参考〕関係法令

### 【地方独立行政法人法（抄）】

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 1 次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 2 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 3 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第1項の評価は、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 5 設立団体の長は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならぬ。
- 6 設立団体の長は、第1項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第28条第1項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならぬ。

## 【地方独立行政法人山口県立病院機構評価委員会条例（抄）】

### （所掌事務）

第2条 委員会は、法第11条第2項第1号から第5号までに掲げるものその他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することのほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- 1 法26条第1項の認可に関し、知事に意見を述べること。
- 2 法28条第1項の評価（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）に関し、知事に意見を述べること。